平成24年定例第2回市議会会議録(第1日)

平成24年6月11日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信	之	11番	内	野	英	則
2番	野田		力	12番	小	野	茂	樹
3番	上津原	上津原		13番	中	島	_	博
4番	荒巻	隆	伸	14番	坂	口	孝	文
5番	瀬口		健	15番	井	手	敏	夫
6番	Ш П	正	宏	16番	宮	本	五.	市
7番	坂 田		仁	17番	牛	嶋	利	三
8番	近 藤	新	_	18番	河	野	_	昭
9番	梶 山	忠	男	19番	壇		康	夫
10番	中 尾	眞智	冒子					

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

- 3. 出席議員は次のとおりである。 出席議員は応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

 議会事務局長
 椛 嶋 修 一
 議会事務局係長
 甲 斐 佳代子

 次
 長 椛 嶋 久 男
 書 記 柿 野 孝 博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市		長	西	原		親	企画財政課長補佐兼財政係長	坂	田	良	<u> </u>
副	市	長	高	野	道	生	契約檢查課長	石	橋	慎	$\stackrel{-}{-}$
教	育	長	藤	原	喜	雄	介護健康課長	更	原	幸	秀
監	査 委	員	平	井	常	雄	福祉事務所長	梅	津	俊	朗
総	務部	長	吉	開	忠	文	農林水産課長	大	津	光	若
市具	民生活音	『長	坂	口	祐	=	商工観光課長	古	賀	義	教
兼璟	竟経済音 最境衛生調 業誘致推進	課長	坂	本		学	上下水道課長	坂	梨		広
建設	设都 市音	『長	横	尾	健	_	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大	津	_	義
教 兼 教	育 部 (育総務)	長 課長	江	﨑	昌	昭	教育部指導室長	藤	木	文	博
消	防	長	塚	本	哲	嘉	農林水産課長補佐 兼園芸担当係長	富	重	巧	斉
総	務 課	長	馬	場	洋	輝	社会教育課長	平	木	啓	喜
企画	画財政 護	果長	松	藤	泰	大					

- 7. 付議事件は、次のとおりである。
 - (1) 会期の決定について
 - (2) 会議録署名議員の指名について
 - (3) 監査報告について (例月出納検査)
 - (4) 議案一括上程
 - (5) 提案理由説明
 - (6) 報告第1号 平成23年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について

- (7) 報告第2号 平成23年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- (8) 報告第3号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について
- (9) 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- (10) 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- (11) 承認第1号 専決処分の承認について(専決第1号 みやま市営駐車場条例の一部 を改正する条例の制定)
- (12) 承認第2号 専決処分の承認について(専決第2号 みやま市営駐輪場条例の一部 を改正する条例の制定)
- (13) 承認第3号 専決処分の承認について(専決第3号 みやま市税条例の一部を改正 する条例の制定)
- (14) 承認第4号 専決処分の承認について (専決第4号 みやま市国民健康保険税条例 の一部を改正する条例の制定)
- (15) 議案第37号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- (16) 議案第38号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について
- (17) 議案第39号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- (18) 議案第40号 平成24年度みやま一般会計補正予算(第1号)

午前9時30分 開会

〇議長(壇 康夫君)

ただいまから平成24年第2回みやま市議会定例会を開会します。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

〇議長(壇 康夫君)

日程第1.会期の決定についてを議題とします。

本件は先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めます。宮本議会運営委員会委員長。

〇議会運営委員長(宮本五市君)(登壇)

おはようございます。平成24年第2回定例会の運営につきまして、6月1日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は報告3件、諮問2件、承認4件、議案4件でございます。

第2に、本会議の開催は本日6月11日から6月22日までの12日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方お願い申し上げます。

第4に、審議方法について以下申し上げます。

諮問第2号から諮問第3号までの2件と、承認第1号から承認第4号までの4件につきましては、即決といたします。

議案第37号から議案第39号までの3件につきましては、各常任委員会付託。

議案第40号の1件につきましては、全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの12日間にしたいと思います。 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月22日までの12日間に決定しました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

〇議長(壇 康夫君)

日程第2.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によりまして9番梶山忠男君、10番中尾眞智子君、両名を指名します。

日程第3 監査報告について(例月出納検査)

〇議長(壇 康夫君)

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めます。平井監査委員、よろしくお願いします。

〇監査委員(平井常雄君)(登壇)

改めておはようございます。それでは、例月出納検査の結果について御報告をいたします。 私たち監査委員2名は、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告を申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業、水道事業会 計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成24年1月分を2月27日、2月分を3月26日、3月分を4月26日に実施をいたしました。

その検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月の月末現在におけるところの 各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び各金融機関の残高証明書原本と照合い たしました。また支払証憑その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら指摘事項もなく、 適正にすべて処理をされておりました。

以上、御報告を申し上げます。

日程第4 議案一括上程

〇議長(壇 康夫君)

続きまして、日程第4. 議案の一括上程を行います。

報告第1号から第3号までの3件、諮問第2号及び第3号の2件、承認第1号から第4号までの4件、議案第37号から議案第40号までの4件を一括議題とします。

日程第5 提案理由説明

〇議長(壇 康夫君)

日程第5. 市長の提案理由説明を求めます。

西原市長、お願いいたします。

〇市長(西原 親君)(登壇)

皆様おはようございます。本日ここに平成24年第2回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案について説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております報告 第1号 平成23年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから議案第40号 平 成24年度みやま市一般会計補正予算(第1号)までの13件でございます。

まず、報告第1号 平成23年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について及び報告第2号 平成23年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第145条第1項及び146条第2項の規定により平成24年度に繰り越しましたので、議会に報告するものでございます。

次に、報告第3号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告につきましては、地方自治法 第243条の3第2項の規定により、平成23年度の経営状況を議会に報告するものでございま す。

次に、諮問第2号及び諮問第3号につきましては、人権擁護委員である十時文雄氏及び城 英幸氏が平成24年9月30日までで任期満了のため、両氏を人権擁護委員候補として再度、法 務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、承認第1号 専決処分の承認について(専決第1号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定)及び承認第2号 専決処分の承認について(専決第2号 みやま市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定)の2件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月16日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、承認第3号 専決処分の承認について(専決第3号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定)及び承認第4号 専決処分の承認について(専決第4号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)の2件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第37号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に つきましては、みやま市史編さんに関する事項について必要な調査及び審議を行うため、み やま市史編さん委員を附属機関として設置する必要があるため、条例を改正するものでござ います。

次に、議案第38号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定につきましては、住民基本台帳法の改正に伴い、外国人登録法が廃止され ることとなり、現行の外国人登録制度も廃止されるため、関係する条例の規定を整備する必 要が生じたことにより、条例の改正を行うものでございます。 次に、議案第39号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、住民基本 台帳法の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し、構成市町村が負担する共 通経費の人口割にかかわる規定を改めるため、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更す ることについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございま す。

次に、議案第40号 平成24年度みやま市一般会計補正予算(第1号)でございますが、今回の補正予算は、まず、介護保険事業計画に基づき、グループホームや小規模多機能型居宅 介護施設の整備を助成する介護基盤緊急整備事業を計上いたしております。

また、建設後18年を経過し、老朽化が進みつつある一般廃棄物処理施設について、広域処理の取り組みを進めるため柳川市と共同で建設を検討することとし、建設候補地の調査などに要する経費を追加いたしております。

このほか、みやま市商工会が行いますプレミアム商品券発行事業に対する助成金を計上いたしております。

さらに、九州新幹線筑後船小屋駅の開設などで付加価値が高まっております新船小屋地区 につきまして、北の玄関口活性化検討委員会を設置し、活性化策を議論していただくことに いたしております。

なお、補正予算の詳細等につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろ しくお願いをいたします。

以上が今議会に提案しております議案でございます。よろしく御審議の上、御可決いただ きますようお願い申し上げます。

日程第6 報告第1号

〇議長(壇 康夫君)

日程第6.報告第1号 平成23年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について説明を求めます。吉開総務部長、お願いします。

〇総務部長(吉開忠文君)(登壇)

おはようございます。それでは、報告第1号 平成23年度みやま市一般会計継続費繰越計 算書の報告につきまして御説明を申し上げます。

本件につきましては、平成23年度の3月補正予算で定めました公営住宅整備事業の継続費の年割額に基づきまして、別紙継続費繰越計算書のとおり平成24年度に繰り越しましたので、

地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会に報告するものでございます。

平成23年度、24年度の2カ年で建設中の公営住宅(仮称)文廣団地につきまして、国の補助事業の内示額に合わせて歳出予算の年割額を定めたものでございますが、決算見込みに応じまして残額を調整し、平成24年度へ繰り越すものでございます。また、その財源につきましても御説明をいたしております。

以上、報告第1号 平成23年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告について御説明 を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

ここで質疑を行います。質疑はありませんか。2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

質疑というまでもないんですけれども、この左の財源内訳の中に繰越金と書いてありますからですね。多分、表の間違いかなんかと思っておりますが、一般財源じゃなかろうかと思っております。この左の財源内訳。

そして、特定財源の横に繰越金とあるでしょう。それ一般財源じゃなかろうかと思っておりますがね。どげんなっていますか。そうじゃなくて。あ、これは一般財源じゃないですよね。これ合わせた分があれ、(発言する者あり)左の、財源内訳と書いておるからですね。これでいいですか、様式は。ちょっと質問まではないんですけれども、大丈夫ですか。

〇議長(壇 康夫君)

松藤企画財政課長。

〇企画財政課長(松藤泰大君)

ただいまの御質問にお答えいたします。

様式といたしましては、もう法令上この様式になっておりまして、繰越金という名前で様式上なっております。財源的には一般財源ということではなくて、あくまで繰越金ということでございます。

以上でございます。(「はい、わかりました」と呼ぶ者あり)

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第1号 平成23年度みやま市一般会計継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第7 報告第2号

〇議長(壇 康夫君)

日程第7.報告第2号 平成23年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を求めます。吉開総務部長、お願いします。

〇総務部長(吉開忠文君)(登壇)

報告第2号 平成23年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

本件につきましては、平成23年度の3月補正予算で定めました繰越明許費に基づいて、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり平成24年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

中身といたしましては、ヨコクラ病院の高田支所用地への移転開設を支援いたします病院施設開設準備経費補助金や、用地補償の都合による下庄・上小川・南大木線道路改良事業など4つの事業につきまして、繰越計算書の翌年度繰越額のとおり、平成24年度に繰り越しを行うものでございます。その財源につきましても事業ごとに御説明をいたしております。

以上、報告第2号 平成23年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

ここで質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第2号 平成23年度みやま市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを 終わります。

日程第8 報告第3号

〇議長(壇 康夫君)

日程第8.報告第3号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について説明を求めます。 坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長、お願いします。

〇環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長(坂本 学君) (登壇)

では、報告第3号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について御説明申し上げます。 本件につきましては、みやま市が出資しています株式会社道の駅みやまの平成23年度の経 営状況を報告するもので、地方自治法第243条の3第2項の規定によるものでございます。

道の駅みやまは、平成23年3月27日に開駅し、1年を経過しました。

道の駅は、道路や地域の観光等に関する情報の提供、休憩施設の提供、地域の農水産物及 び商工品等の販売などを行うことにより、地域振興及び農業の振興並びに市民や道路利用者 等へのサービスの提供を行ってきました。

主な事業としましては、特産品直売所がまだしもんにおいては、安心で安全できる商品の 販売を徹底するとともに、道の駅オリジナル商品の開発、テレビやラジオ等のマスコミを利 用したみやま市の知名度アップに努めてまいりました。

また、市の事業と連携して小学生の農産物販売体験や幼稚園児のジャガイモ栽培体験などの食育事業にも取り組んでおります。

では、事業内容につきまして説明します。

指定管理者から提出されています事業報告及び計画書に記載されておりますとおり、売上高は約475,000千円、購入者数は直売所で約38万人の御利用をいただきました。なお、フードコートを含めた道の駅全体の購入者数は約49万7,000人、売上高は530,000千円となっております。

計画段階での売上高につきましては、売上高4億円、購入者数33万人と予測する中、売上高及び購入者数ともに予測を上回り、市に対して10,000千円、出荷組合に1,000千円の寄附がありました。税引き後の利益剰余金は、単年度で13,577千円となっております。

また、発行数の変動はございませんが、社員等につきましては業務形態の見直し等を行ったところにより変動があっております。

なお、本年3月31日から4月2日に開駅1年を記念して開催した周年祭では、3日間で延 べ1万1,000人以上、売上高13,000千円以上と開駅以来最高の業績となり、4月以降も順調 に推移しているところでございます。

以上、報告第3号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について説明を終わります。

よろしくお願いします。

〇議長(壇 康夫君)

それでは、ここで質疑を行います。質疑はありませんか。1番田中信之君。

〇1番(田中信之君)

道の駅の決算書のところで、まず売上高とありますよね。そして売上高が54,000千円と書いてあって、その下に受託販売手数料と書いてまた63,000千円とあるけど、まずこれはどう違うのか、そこが1つ。

それと、販売が好調で利益も出ているということで非常に結構なんですけれども、私ちょっといなかったので、そもそも資本金が30,000千円ですかね、国からの補助金とかもいろいろともらっておるわけでしょう。それで土地代とか建物、総経費が幾らかかっておるのか。そのうちに国からの補助金は幾らなのか。みやま市が出しているのは、この30,000千円のうちの80%のみなのか、そこをちょっとお聞きしたい。

〇議長(壇 康夫君)

坂本環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長。

〇環境経済部長兼環境衛生課長兼企業誘致推進室長(坂本 学君)

担当の課長から説明させていただきます。

〇議長(壇 康夫君)

大津農林水産課長。

〇農林水産課長(大津光若君)

最初の質問の売上高と受託販売手数料の関係でございますが、売上高というのは、道の駅が独自に仕入れをして販売を行っているものの売上高でございます。受託販売手数料、これは出荷組合がありまして、そちらから農産物等を出してあります。その分に対する販売手数料、これは販売高ではなくて、販売高の15%から――大体15%ですね、あと若干違うところがありますが、その分の手数料を計上しております。

あと建設費等の関係ですけど、そちらについては冨重課長補佐のほうからお願いします。

〇議長(壇 康夫君)

冨重農林水産課長補佐兼園芸担当係長。

〇農林水産課長補佐兼園芸担当係長(冨重巧斉君)

まず、事業費について御説明申し上げます。

事業費につきましては、建設費、それからいろんな開駅時の委託料まで、すべて含めまして約573,000千円でございます。それから、その財源としまして、内訳としましては、県のほうから147,800千円をいただいております。この147,800千円につきましては、トイレ及び情報発信施設が県の施設というふうになりますので、その建設費相当分及び事務費等を含めたところでいただいておる分と、それから用地費についてのいわゆる県の所有物分を案分していただいておる分でございます。

なお、あと国からの交付金、補助金等につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金というのを活用させていただいておりまして、金額にしまして約314,200千円でございます。残り、市としましては約111,000千円を負担しているということになります。それで573,000千円ぐらいになるかと思います。

財源については以上でございます。

それと、最後に御質問の出資している分は、株式会社道の駅に対する出資につきましては、 株式の発行時の24,000千円だけでございます。

以上でございます。

〇議長(壇 康夫君)

1番田中信之君。

〇1番(田中信之君)

そしたら、ことしは約10,000千円が市のほうに――どういうことですかね、利益分配金ということですか、来たのは。(「寄附金ですね」と呼ぶ者あり)寄附金ね。そしたら、一応、単純に計算して110,000千円だから、あと11年ぐらい今のペースでいえばかかるということですな。いや、だからそういうことですから、頑張ってもう少し早い時間に返してもらうように努力をしていただきたいと思います。

以上でいいです。終わります。

〇議長(壇 康夫君)

ほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第3号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告についてを終わります。

日程第9 諮問第2号

〇議長(壇 康夫君)

日程第9. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。 本件について、提案理由の説明を求めます。西原市長。

〇市長(西原 親君)(登壇)

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、十時文雄氏の任期が平成24年9月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員候補者として再度、十時文雄氏を法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を賜りますよう諮問するものであります。

十時文雄氏については、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、 当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(壇 康夫君)

お諮りします。諮問第2号については適任であるという意見を答申したいと思いますが、 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任 であるという意見を答申することに決定いたしました。

日程第10 諮問第3号

〇議長(壇 康夫君)

日程第10. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。西原市長。

〇市長(西原 親君) (登壇)

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、城英幸氏の任期が平成24年9月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として再度、城英幸氏を法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を賜りますよう諮問するものであります。

城英幸氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有 し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(壇 康夫君)

お諮りします。諮問第3号については適任であるという意見を答申したいと思いますが、 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任 であるという意見を答申することに決定しました。

日程第11 承認第1号

〇議長(壇 康夫君)

日程第11. 承認第1号 専決処分の承認について(専決第1号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定)について、提案理由の説明を求めます。横尾建設都市部長。

〇建設都市部長(横尾健一君)(登壇)

それでは、承認第1号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第1号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治 法179条第1項の規定により、平成24年3月26日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、平成24年3月にJR南瀬高駅利用者の利便性の向上、駅周辺環境の整備を推進する目的で施工いたしました南瀬高駅東駐車場が完成したことに伴い、みやま市営駐車場条例の一部を改正する必要が生じ、住民の利便性を図るため、早期の供用を開始いたしたく、専決処分をしたものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

承認第1号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

お諮りします。承認第1号は承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認について(専決第1号 みやま市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定)については、承認することに決定しました。

日程第12 承認第2号

〇議長(壇 康夫君)

日程第12. 承認第2号 専決処分の承認について(専決第2号 みやま市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定)について、提案理由の説明を求めます。横尾建設都市部長、お願いします。

〇建設都市部長(横尾健一君)(登壇)

承認第2号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第2号 みやま市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治 法179条第1項の規定により、平成24年3月26日付で専決処分をしましたので、同条第3項 の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、平成24年3月にJR南瀬高駅利用者の利便性の向上、自転車等の盗難防止及び放置自転車等の整理を行い、盗難車両の早期発見に寄与し、駅周辺環境の整備を推進する目的で施工した南瀬高駅前駐輪場及び南瀬高駅東駐輪場が完成したことに伴い、みやま市営駐輪場条例の一部を改正する必要が生じ、住民の利便性を図るため、早期の供用を開始いたしたく、専決処分をしたものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、承認いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

承認第2号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。

お諮りします。承認第2号は承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認について(専決第2号 みやま市営駐輪場条例の一部を改正する条例の制定)については、承認することに決定いたしました。

日程第13 承認第3号

〇議長(壇 康夫君)

日程第13. 承認第3号 専決処分の承認について(専決第3号 みやま市税条例の一部を 改正する条例の制定)について、提案理由の説明を求めます。坂口市民生活部長、お願いし ます。

〇市民生活部長(坂口祐二君)(登壇)

承認第3号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第3号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第 179条第1項の規定により、平成24年3月31日付で専決処分をしましたので、同条第3項の 規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、みやま市税条例につきまして改正を行ったものでございます。

改正の主なものといたしまして、市民税にかかわる改正では、まず1点目に、市民税の申告にかかわる規定の改正で、年金所得者の申告手続の簡素化のため、寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合には、扶養親族申告書に記載し年金保険者に提出することとなることから、当該控除の申告を不要とするものでございます。この改正は、平成26年度の市民税から適用するものでございます。

2点目といたしまして、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合、その家屋の敷地に供されていた土地等の譲渡について、居住用財産にかかわる譲渡の特例を受ける期限を、 震災があった日から7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長する震災特例法 を適用し、現行の3年を7年に延長するものでございます。

3点目は、東日本大震災による滅失等住宅の納税義務者が従前の家屋と新規に取得等をした居住用に要する家屋にかかわる住宅借入金等特別税額控除の重複適用を受けた場合、市民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とするための改正でございます。

2点目、3点目につきましては、平成24年度分以後の市民税から適用するものでございます。

次に、固定資産税にかかわる改正では、平成24年度の固定資産税評価がえに伴う負担調整 措置でございます。

地価高騰等の急激な税負担を防ぐことを目的とした住宅用地に対する課税標準額の上限を本来額の80%に抑えている据え置き特例を、平成24年度、平成25年度につきましては、本来額の90%を上限とする経過措置を設けた上で、平成26年度に廃止をするものでございます。

参考といたしまして資料を配付しておりますので御参照ください。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを 申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

ここで質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

承認第3号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

お諮りします。承認第3号は承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認について(専決第3号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定)は、承認することに決定しました。

日程第14 承認第4号

〇議長(壇 康夫君)

日程第14. 承認第4号 専決処分の承認について(専決第4号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)について、提案理由の説明を求めます。坂口市民生活部長。

〇市民生活部長(坂口祐二君)(登壇)

承認第4号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第4号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月31日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、みやま市国民健康保険税条例につきまして改正を行ったものでございます。

改正の内容は、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合、その家屋の敷地に供されていた土地等の譲渡について、居住用財産にかかわる譲渡の特例を受けられる期限を、震災があった日から7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長する震災特例法を適

用し、現行の3年を7年に延長するものでございます。

参考資料として配付いたしておりますので、御参照ください。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

ここで質疑を行います。質疑はありませんか。8番近藤新一君。

〇8番(近藤新一君)

今回については専決処分が4件あります。前の2件については簡単な内容で結構ですけれども、あとの2件については、こういう感じで――時間的な問題があって専決はわかりますけれども、もう少し何らかの形で審議できるような時間を、今、状況を聞いてちょっと無理ではないかと思いますので。今後の問題ですけれども、時間の関係で3月31日ですから専決処分はわかりますけれども、今後はもう少し内容について踏み込んだ議論ができるような取り扱いをぜひお願いしたいというふうに申し上げておきます。

〇議長(壇 康夫君)

答弁は(「いいです」と呼ぶ者あり)よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

承認第4号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。

お諮りします。承認第4号は承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認について(専決第4号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)は、承認することに決定しました。

日程第15 議案第37号

〇議長(壇 康夫君)

日程第15. 議案第37号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を求めます。江﨑教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長(江崎昌昭君)(登壇)

議案第37号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、 提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、みやま市史編さん事業を行うに当たり、市史編さんの基本方針や市 史の刊行計画等の市史編さんに関する事項について、より専門的に調査及び審議を行うため、 みやま市史編さん委員会を本市の附属機関として設置する必要があることから、条例を改正 するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番瀬口健君。

〇5番(瀬口 健君)

この件については、前回一般質問をちょっとさせていただいて、時間の都合上、詳しく聞いておりませんが。これ見ますと、市史編さんに関する事項について必要な調査というのがありますが、調査というのはどういうことを指しておるのか。市史編さんというと、今までの歴史を書籍にするとか、そういうことで理解しておったわけですが、調査ということになると、これがどういうものを指しておるかというのがちょっと私ようわかりませんので、御説明いただければというふうに思いますが。

〇議長(壇 康夫君)

江﨑教育部長兼教育総務課長。

〇教育部長兼教育総務課長(江﨑昌昭君)

ここで調査ということでの内容でございますが、市史編さんの基本方針並びに刊行計画等 についての調査を行うということでございます。 以上です。

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。5番瀬口健君。

〇5番(瀬口 健君)

前回の質問の中で、私も詳しく聞かんやったのが悪かったと思うんですが、今の答弁だと、いろんな観光のことも言われたんですが、観光資源についての調査なのか。具体的に言うと、卑弥呼の墓とか言われておるところの調査を詳しくやっていくとか、そういうふうなことも含んでのものか、ちょっとそこら辺もうちょっと詳しくお願いします。

〇議長(壇 康夫君)

江﨑教育部長兼教育総務課長。

〇教育部長兼教育総務課長 (江﨑昌昭君)

お答えします。

刊行というのは、いわゆる観光ではございませんで、どういう刊行物ですね。冊子にどういう形でこの市史編さん事業を行っていくのか。例えば、人物伝であるとか、最終的には市史の通史編、これが最終的にはどれくらいの規模でまとめるかというふうなことになろうかと思いますけれども、長い時間をかけてどのようにそういう編さん業務、どういう形での刊行物をつくっていくかということについて御意見をいただく、御議論をいただくということでございます。

以上です。(発言する者あり)

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、総務文教常任委員会に付託することにしたい と思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第37号は、総務文教常任委員会に付託することに決定 しました。

日程第16 議案第38号

〇議長(壇 康夫君)

日程第16. 議案第38号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂口市民生活部長、お願いします。

〇市民生活部長(坂口祐二君)(登壇)

議案第38号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月15日に公布され、平成24年7月9日に施行されることに伴い、関係条文の整理が必要であることから、条例を改正するものであります。

改正の内容といたしまして、これまで外国人登録法の適用を受けていた日本の国籍を有しない外国住民について、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えるというものであります。これにより、外国人住民についても住民票が作成されることになり、外国人登録法に基づく現行の外国人登録制度が廃止をされ、これに伴って外国人登録原票も廃止されることになります。

変更された条文につきましては、新旧対照表を添付いたしておりますので、御参照ください。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申 し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第38号は、厚生常任委員会に付託することに決定しま した。

日程第17 議案第39号

〇議長(壇 康夫君)

日程第17. 議案第39号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の 説明を求めます。坂口市民生活部長。

〇市民生活部長(坂口祐二君)(登壇)

議案第39号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の御説明を申 し上げます。

福岡県後期高齢者医療広域連合に対し、構成市町村が負担する共通経費の人口割にかかわる規定は、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記載された住民の数及び外国人登録法に規定する外国人登録原票に登録された数を合算して得た数によることとされております。

今回、住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることにかかわる改正規定が、平成24年7月9日に施行されることから、共通経費の人口割にかかわる規定を改めるものであります。

この規約の変更について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第39号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第40号

〇議長(壇 康夫君)

日程第18. 議案第40号 平成24年度みやま市一般会計補正予算(第1号)について、提案 理由の説明を求めます。松藤企画財政課長、お願いします。

〇企画財政課長(松藤泰大君)(登壇)

議案第40号 平成24年度みやま市一般会計補正予算(第1号)について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年度みやま市一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ159,181千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16,567,181千円といたしております。

まず、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

14款1項1目. 民生費国庫負担金と15款1項1目. 民生費県負担金は、母子生活支援施設への措置に係るものでございます。

次に、15款2項1目.民生費県補助金は、介護基盤施設の整備に対する介護基盤緊急整備 等臨時特例交付金を追加いたしております。また、安心子ども基金事業費補助金は、子ども 手当から児童手当へ移行されることに伴うシステム改修に対する補助金でございます。

15款2項5目.農林水産業費補助金は、生産者組合や認定農業者の施設整備等に対し助成する活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金を追加しております。

また、19款1項1目.繰越金は、一般財源を調整し計上いたしております。

続いて、20款4項4目. 雑入は、財団法人自治総合センターから交付されるコミュニティ助成事業助成金6,000千円を追加いたしております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

11ページでございます。

まず、2款.総務費、1項5目.財産管理費は、山川支所の改修工事9,000千円を追加いたしております。建設後19年を経過した山川支所につきまして、教育委員会の移転に合わせ、 老朽箇所の修繕や安全管理のための工事を行うものでございます。 次に、9目. まちづくり対策費は、コミュニティ助成事業補助金6,000千円を追加いたしております。宝くじ収入を財源とする財団法人自治総合センターの助成事業でございますが、地域の備品購入事業に対する一般コミュニティ助成事業3件、6,000千円を計上いたしております。また、地域振興費では、北の玄関口活性化検討委員会の設置のための経費425千円を追加いたしております。県営筑後広域公園や九州新幹線筑後船小屋駅の設置により付加価値が増した新船小屋地区の活性化について総合的に検討することといたしております。

次に、11目. 情報政策費5,685千円は、高田支所の新築移転や教育委員会の山川支所への 移転に伴い、電算システムのネットワーク構築をするものでございます。

次に、3款.民生費、1項3目.老人福祉費は、介護基盤緊急整備事業費63,300千円を追加いたしております。昨年度策定いたしました第5期介護保険事業計画に基づき、認知症対応型グループホームと小規模多機能型居宅介護施設をそれぞれ1カ所ずつ整備し、介護サービスの充実を推進するものでございます。

次に、3款2項1目. 児童福祉総務費は、学童保育事業費1,590千円を追加いたしております。ことし4月より開所いたしております水上学童保育所の施設改修工事などを追加するものでございます。2目. 児童措置費は、児童手当に係るシステム改修委託料4,032千円を計上いたしております。子ども手当から移行した児童手当につきまして、平成24年6月分から所得制限が設けられるなど、電算システムの改修が必要となるものでございます。また、母子福祉費は、家庭内暴力いわゆるDVから母子を保護するため母子生活支援施設に措置する経費5,990千円を追加いたしております。

続きまして、4款2項1目. 清掃総務費は、一般廃棄物処理施設整備調査費4,354千円を計上いたしております。本市の一般廃棄物処理施設は、平成6年度より稼働しており18年を経過いたしております。老朽化が進み処理能力の低下も見られますため、早期の方針計画が必要でございますが、国庫補助金の採択要件の観点などから広域処理の取り組みを推進することとし、柳川市と共同で整備する計画でございます。このため2市で連絡協議会を設置して、平成32年度供用開始を目指し、今年度は建設候補地について調査を行うものでございます。今回、協議会の事務局であります柳川市への負担金を計上いたしております。

次に、6款.農林水産業費について御説明いたします。

6款1項3目.農業振興費の園芸農業振興費は、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金46,068千円を追加いたしております。ナスのビニールハウスなど4つの生産組合と3人

の認定農業者の施設整備について助成するものでございます。また、4目. 畜産業費1,033 千円は、畜産農家の機械導入について支援するものでございます。

次に、6目. 農業施設費は、道の駅直売所のレジスター購入費860千円を追加いたしております。来客者の待ち時間を短縮し、サービス向上を図るものでございます。

続きまして、7款. 商工費について御説明いたします。

7款1項2目.商工業振興費は、プレミアム商品券補助事業費10,000千円を計上いたして おります。4回目となります商工会へのプレミアム商品券事業でございますが、総額165,000 千円分の商品券の発行について割り増し分を助成し、商工業の振興に寄与するものでござい ます。

次に、10款. 教育費は、10款 4 項 2 目. 公民館費に、類似公民館建設費補助金744千円を 追加いたしております。徳島第一公民館と下長田公民館の改修に対して助成するものでござ います。

以上、議案第40号 平成24年度みやま市一般会計補正予算 (第1号) の概要を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

以上で本日の日程は全部終了しました。

それでは、本日はこれで散会します。

なお、次の本会議は6月12日となっておりますので、御承知おき願います。

午前10時37分 散会